

しまなみマネジメント入会案内

しまなみマネジメントは、中小事業主の皆さまのニーズに応えるべく、厚生労働大臣の認可を受けて設立した労働保険事務組合です。

当会は、労働保険以外にも労務管理や助成金の研修、講習会などを行い、会員企業の皆さまの健全な発展や会員企業に使用される従業員の福祉の向上を図ることを目的にしております。

1. 労働保険事務処理を委託するメリット

- ①労災保険に加入できない中小企業の事業主や家族従事者の皆さまも、労災保険に特別加入することができます。
- ②労働保険料の額にかかわらず、年3回に分割して納付することができます。
- ③労働保険料の申告・納付等の労働保険事務を事業主に代わって処理しますので、事務の負担が軽減します。

2. 事務委託の方法

- ①当会所属の社会保険労務士を通じて、申し込み頂きます。
- ②労働保険事務委託書、保険関係成立届等の必要書類を当会に提出して頂きます。

3. 委託できる事業主

常時使用する労働者数が

- ①金融業、もしくは保険業、不動産業または小売業にあっては、50人以下の事業主
- ②卸売業またはサービス業にあっては、100人以下の事業主
- ③上記①、②以外の業種にあっては、300人以下の事業主

4. 事務委託できる事務の範囲

- ①概算保険料、確定保険料などの申告及び納付に関する事務
- ②保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事業所設置届等の提出に関する事務
- ③労災保険の特別加入の申請書等に関する事務
- ④雇用保険の被保険者に関する届出等に関する事務
- ⑤その他労働保険についての申請、届出、報告等に関する事務

5. 事務委託の会費について

【入会金】 無料

【基本会費】

雇用保険 被保険者数	一元適用事業	二元適用事業（農林・水産・建設・港湾運送など）		
		雇用+継続	雇用+継続+一括	有期事業毎
1～4名	1,500円/月	2,500円/月	3,500円/月	+1,500円 /工事
5～15名	2,500円/月	3,500円/月	4,500円/月	
16～25名	3,500円/月	4,500円/月	5,500円/月	
25名以上	4,500円/月	5,500円/月	6,500円/月	

【特別加入】 1名につき年額5,000円

【各種手続】 手続きに応じて、別途手数料が発生いたします。

※雇用保険被保険者数は加入時点の人数とし、翌年度からは4月1日の雇用保険被保険者数を基準とします。

※一元適用事業は、雇用保険と労災保険を一元的に処理する事業で、建設や港湾運送などの二元適用事業以外のものが該当します。

※二元適用事業は①都道府県及び市町村の行う事業②①に準ずるものの行う事業③港湾運送の行為を行う事業④農林水畜産の事業⑤建設の事業をいい、労災保険と雇用保険を別々に処理することとなります。

上記表での「雇用」はこの雇用保険のことを指し、「継続」とは労災保険の継続事業（事務所労災）のことを指しています。

「一括」とは一括有機事業を指しています。

例) 雇用保険被保険者数4名、特別加入1名の一元適用事業の場合

基本会費 1,500円×12月=18,000円

特別加入 年間 5,000円

合計 年間 **23,000円**

例) 雇用保険被保険者数8名、特別加入2名の二元適用事業（建設業者）で、継続事業、元請工事（一括有期）がある場合

基本会費 4,500円×12月=54,000円

特別加入（2名分） 年間 10,000円

合計 年間 **64,000円**

6. 労働保険事務組合の名称所在地等

名称：しまなみマネジメント 理事長 島谷 卓也

所在地：〒722-0036 尾道市東御所町9番1号 尾道ウォーターフロントビル3階

電話：0848-38-2285

FAX：0848-38-2284